

投資信託説明書(交付目論見書)

2017年2月3日

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド (愛称：攻守のチカラ)

追加型投信／内外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合 資産配分変更型 (株式、債券、不動産投信)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について
くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉	
委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	14兆7,819億5百万円
(平成28年11月末現在)	

- 本文書により行なう「りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド（愛称：攻守のチカラ）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年8月2日に関東財務局長に提出しており、平成28年8月3日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。



ファンドの目的

内外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色



8つの資産クラスの配分比率を調整することで分散投資を行ないます。



投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産（安定重視資産）と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産（成長重視資産）に区分します。

安定重視資産



成長重視資産

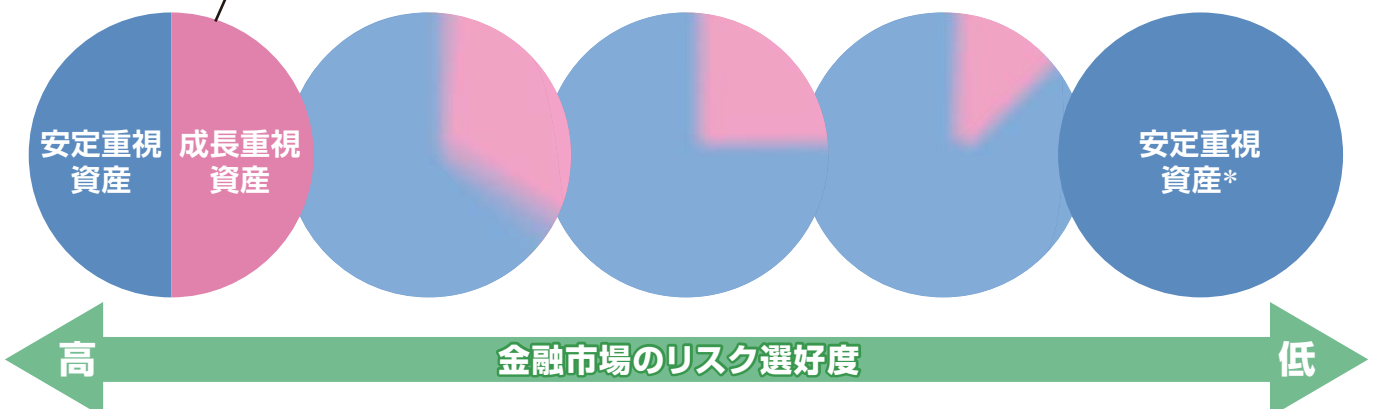


※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
※先進国国債・株式・リーートの資産クラスには、日本の国債・株式・リートを含みません。



安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。

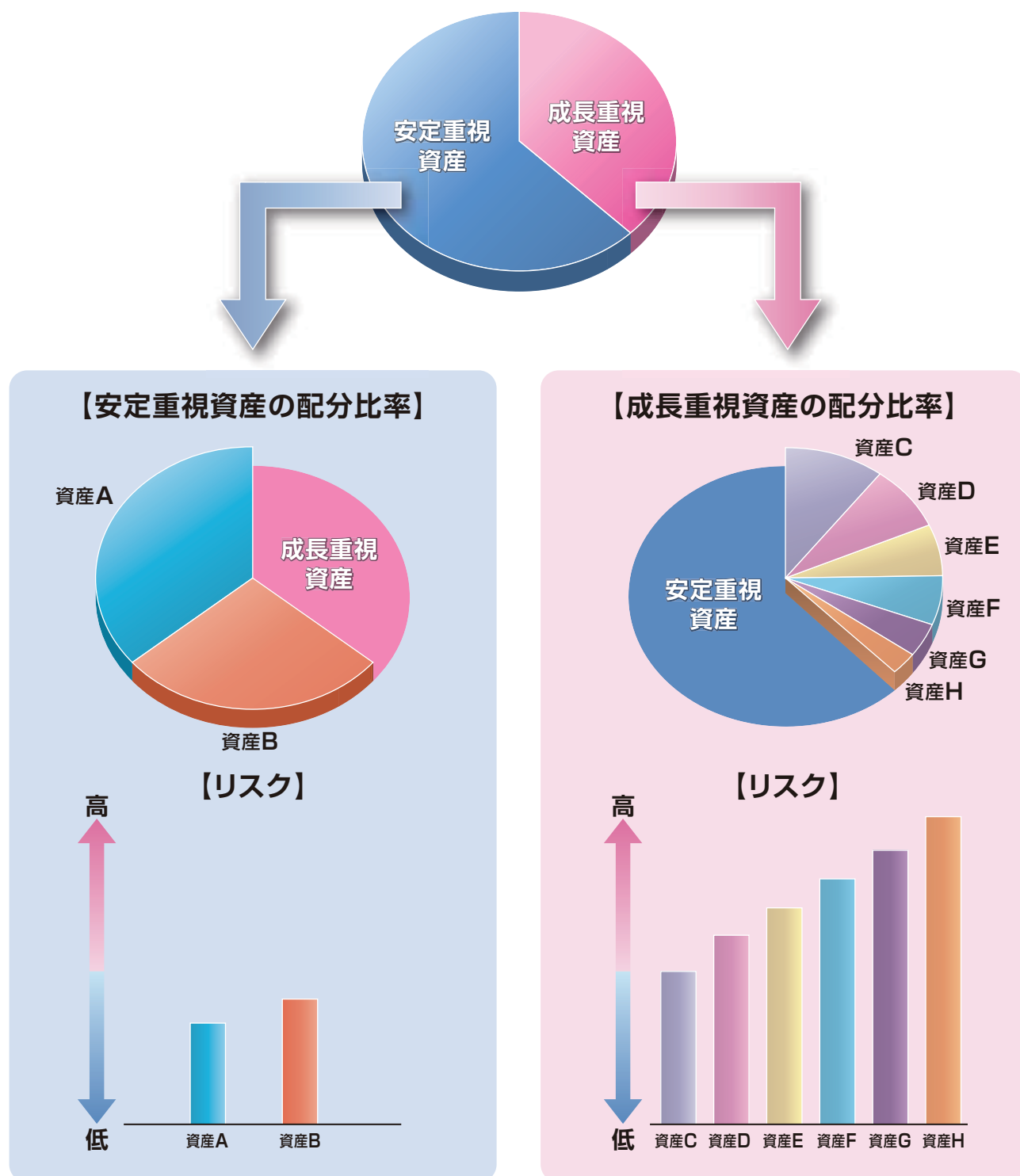
見直しの際、成長重視資産の組入比率は、信託財産の純資産総額の50%程度以下とします。



*市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、わが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。

ファンドの目的・特色

安定重視資産内および成長重視資産内での配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。



●リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くするよう調整します。

※上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスの配分比率およびリスクの大きさ等を正確に表すものではありません。

また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

2 資産配分比率について株式会社りそな銀行の助言を受けます。

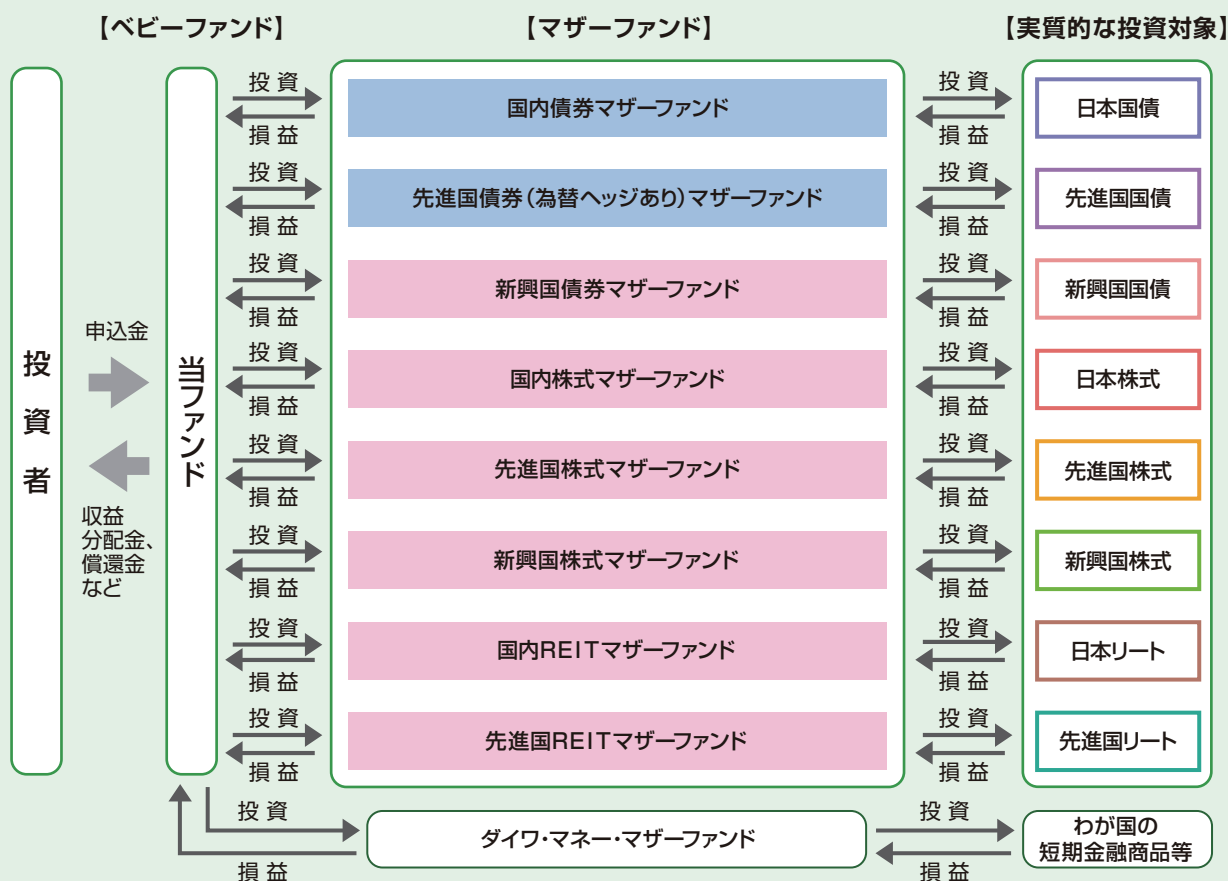
成長重視資産と安定重視資産の配分比率および各投資対象資産クラスの配分比率等の助言を受けます。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他関連する法令等を遵守して、ファンドの資産配分に関して投資助言を行ないます。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- ・マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、債券先物取引、株価指数先物取引またはリート指数先物取引を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



[マザーファンドの概要]

マザーファンド	主要投資対象	主な投資態度
国内債券 マザーファンド	国内の国債	国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国の国家機関が発行する債券	先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
新興国債券 マザーファンド	新興国の国家機関が発行する債券	新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ^(※1)
国内株式 マザーファンド	国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引 ^(※2)	国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国株式 マザーファンド	先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引 ^(※2) および先進国株式の指数を対象指数としたETF	先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
新興国株式 マザーファンド	新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引 ^(※2) および新興国株式の指数を対象指数としたETF	新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
国内REIT マザーファンド	国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引 ^(※2)	国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国REIT マザーファンド	先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたETF ^(※3) 、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引 ^(※2)	先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
ダイワ・マネー・ マザーファンド	本邦通貨表示の公社債	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。

(注) 上記「先進国」には、日本を含みません。

(※1) 流動性を確保するため、新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

(※2) 先物取引を利用する場合、国内の債券に投資することがあります。

(※3) 一部日本のリートを含む指数を対象指数としたETFに投資する場合があります。

分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
	株 価 の 動 変 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
	公 社 債 の 価 格 変 動 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
	リ ー ト の 価 格 変 動 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク	先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 先進国の債券については、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

投資リスク

カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
当ファンドの戦略に関するリスク	- 当ファンドは、内外の債券、株式およびリートの配分比率等を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。 - 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

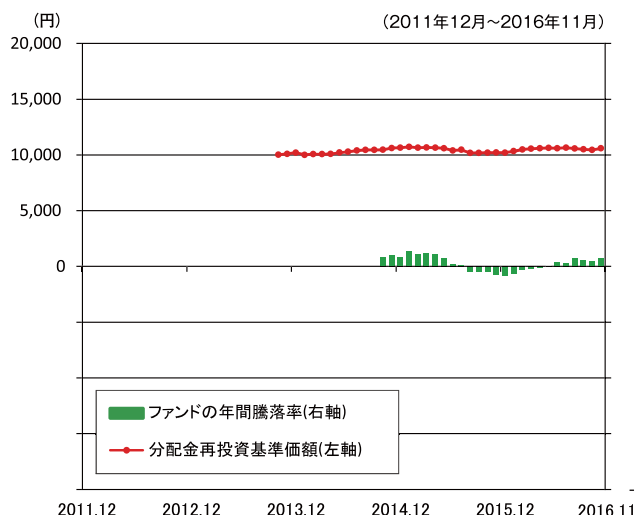
リスクの管理体制

- ◆ 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

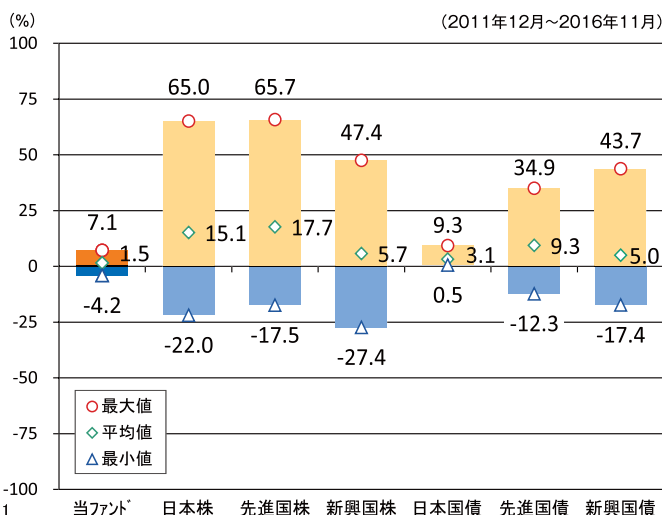
参考情報

- ◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



2016年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,588円
純資産総額	11億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.3%
3カ月間	0.1%
6カ月間	-0.3%
1年間	3.7%
3年間	4.9%
5年間	-
設定来	5.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期							
	14年5月	15年5月	16年5月							
分配金	0円	0円	0円							

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

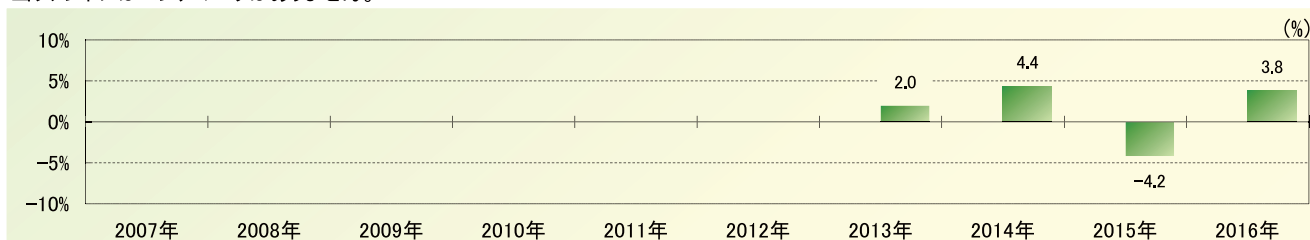
※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国・地域名	比率
国内債券MF	33.7%	国内債券	249	34.9%	日本円	74.2%	TOPIX先物 2812月	日本	6.6%
先進国債券(為替ヘッジあり)MF	21.9%	外国債券	355	27.8%	米ドル	18.2%	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	4.1%
国内REITMF	10.5%	国内リート・先物	57	10.5%	ユーロ	2.1%	日本ビルファンド	日本	0.8%
先進国REITMF	7.8%	外国リート	58	7.6%	香港ドル	1.3%	ISHARES MSCI EUROPE	アイルランド	0.8%
先進国株式MF	6.9%	国内株式 先物	2	6.8%	韓国ウォン	0.8%	ジャパニリアルエステイト	日本	0.7%
国内株式MF	6.8%	外国投資信託等	12	6.6%	台湾ドル	0.6%	野村不動産マスターF	日本	0.6%
新興国債券MF	6.5%	外国株式・先物	616	5.4%	豪ドル	0.6%	STOXX EUROPE 600 IND 201612	ドイツ	0.6%
新興国株式MF	5.2%				英ポンド	0.4%	日本リテールファンド	日本	0.5%
					南アフリカ・ランド	0.4%	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	0.5%
		コール・ローン、その他		8.4%	その他	1.5%	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	0.5%
合計	99.2%	合計	1,349	-	合計	100.0%	合計		15.8%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日(10月21日)から年末、2016年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成28年8月3日から平成29年8月1日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	平成25年10月21日から平成40年5月8日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いの販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.16% (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.296% (税抜1.2%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.58%
	販売会社	年率0.58%
	受託会社	年率0.04%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成28年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。